

○教科用図書返付指示書作成

- ・概要
 - (1) 発行者へ受領した教科書（過剰分等）を返付するとき作成する
- ・関係法令等
 - (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条、第5条
 - (2) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第2条、第3条
 - (3) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第1条、第2条、第3条

・事務処理

時 期	処 理 内 容
要件発生	納入指示書交付後、納入指示日までの間に児童生徒に異動が生じ納入指示数より減じたことを確認する
起 案	減じた数に基づき、教科書返付について起案し、返付指示書を作成する 「発行者交付」1部、「実施機関控」1部
決 裁	校長の決裁を受ける
返付指示	取次書店へ返付指示書「発行者交付」1部を交付し、返付を指示する
返 付	教科書を返付し、取次書店から「実施機関控」の受領欄に受領年月日を記入し、記名、押印を受ける
提 出	地教委に受領印を受けた「実施機関控」を提出する 学校には、コピーを保管する

・留意事項

- (1) 納入指示書を取次書店に提出後、冊数の減があっても返付指示書はその都度作成しないで、給与当日に残本を確認し作成する
(ただし、取次書店から給与当日以前に返付の要請があった場合は返付指示書を作成する)
- (2) 返付すべき教科書を学校に保管しておくことは、間違いのもととなるので十分注意する

以 下 余 白